

第3章 高齢者福祉等施策の推進

【高齢者福祉サービスの施策体系】

在宅生活の支援	
介護支援	在宅高齢者紙おむつ支給事業
家族介護者支援	家族介護教室 家族介護慰労事業 家族介護者交流事業
自立生活支援	緊急短期入所生活介護事業 ひとり暮らし高齢者訪問 ひとり暮らし高齢者交流等事業 福祉緊急通報システム設置事業 寝具乾燥サービス事業 福祉給食サービス事業 在宅介護支援センター運営事業

住みよい環境づくりの推進	
住み続けることのできる住環境の整備	住宅改修相談事業 福祉有償運送 ハンディキャブ運行事業 福祉用具・住宅改修支援事業

認知症支援と権利擁護の推進	
権利擁護	高齢者虐待対策事業 逗子あんしんセンター運営事業 成年後見制度利用支援事業
認知症高齢者対策	徘徊高齢者探索事業 徘徊高齢者SOSネットワーク 認知症の正しい理解の普及・啓発 認知症サポーター養成講座

【高齢者の健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力】

地域福祉の推進

福祉活動の推進	社会福祉協議会との連携・協働
自主活動・社会貢献活動の充実	老人クラブ（高齢者クラブ）活動支援 高齢者のボランティア活動・講師活動の促進

健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力

生きがいづくり対策	高齢者センター（老人福祉センター） 福祉バス 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 敬老事業
就労対策	就労支援
生活の安心の確保	防火・防災対策 消費者保護・防犯

1 高齢者福祉サービス

1 - 1 在宅生活の支援

(1) 介護支援

在宅高齢者紙おむつ支給事業

【事業内容】

- ・65歳以上で要介護3以上と認定された高齢者を在宅で介護している家族に対し、介護に必要な紙おむつを現物で支給（20,000円分～75,000円分/年）することにより、家族の在宅介護の負担軽減を図ります。

【今後の取り組み】

- ・周知方法が徹底されているため、家族の負担軽減の目的は達せられています。
- ・全体として要介護3以上の認定者数の増加に伴い、利用者数及び費用実績値が増加傾向にあり、支給方法等について検討していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	計画	人/年	450	450	450	480	490	500
	実績	人/年	465	477	480			

平成23年度は見込値

(2) 家族介護者支援

家族介護教室

【事業内容】

- ・在宅で高齢者を介護する家族に対して、介護を適切に行うための知識や技術の習得等を目的に教室を開催します。

【今後の取り組み】

- ・開催内容の工夫や周知、参加しやすい環境づくり等について検討していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	計画	回/年	6	4	6	4	4	4
	実績	回/年	4	4	4			
延参加者数	計画	人/年	180	180	180	120	120	120
	実績	人/年	53	75	75			

平成23年度は見込値

家族介護慰労事業

【事業内容】

- ・市町村民税非課税世帯の要介護4又は5の高齢者等を過去1年介護保険サービスを利用せずに介護している家族に対し、家族介護慰労金（年額10万円）を支給することにより、家族の経済的な負担の軽減を図るとともに、要介護者の在宅支援を図っています。

【今後の取り組み】

- ・対象者の把握は行っているが該当者がいないため、実績がない状況が続いています。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数	計画	人/年	2	2	2	2	2	2
	実績	人/年	0	0	0			

平成23年度は見込値

家族介護者交流事業

【事業内容】

- ・65歳以上の高齢者を在宅で介護している家族を日常の介護から一時的に解放し、心身の疲労をいやすため、交流会（情報交換会等）を開催し介護者同士の交流を図ること等により、介護者の心身の元気回復（リフレッシュ）を図ります。

【今後の取り組み】

- ・開催内容の工夫や周知、参加しやすい環境づくり等について検討していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	計画	回/年	1	1	1	1	1	1
	実績	回/年	1	1	1			
参加者数	計画	人/年	20	20	20	20	20	20
	実績	人/年	11	7	7			

平成23年度は見込値

（3）自立生活支援

緊急短期入所生活介護事業

【事業内容】

- ・在宅の寝たきり高齢者等を介護する家族が社会的理由（疾病・出産・葬祭・事故・災害・看護・出張等）により一時的に介護できなくなったとき、指定機関（市内特別養護老人ホーム）に一定期間（原則1か月に1回7日間を限度）緊急に入所させることにより、在宅高齢者等の福祉の向上を図ります。

【今後の取り組み】

- ・介護保険制度の利用を優先させるため、利用はほとんどありませんが、社会的理由によるもののほか、短期宿泊生活を通じた生活訓練、虐待等からの保護なども含め、今後も体制を確保していきます。

ひとり暮らし高齢者訪問

【事業内容】

- ・65歳以上のひとり暮らしの高齢者宅を必要に応じて訪問し、高齢者の孤独感をいやし日常生活を見守ります。

【今後の取り組み】

- ・社会福祉協議会への委託、民生委員の訪問活動により、ひとり暮らし高齢者を把握に努めていきます。状況により、在宅介護支援センターや地域包括支援センター、地域住民等と連携し、訪問や見守りなど在宅生活を支えるための連絡体制やネットワークづくりをしていきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
民生委員による 訪問回数	計画	回/年	8,800	8,800	8,800	10,000	10,000	10,000
	実績	回/年	9,655	10,892	10,000			
社協による訪問 回数	計画	回/年	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	実績	回/年	1,784	1,821	1,700			

平成23年度は見込値

ひとり暮らし高齢者交流等事業

【事業内容】

- ・民生委員児童委員協議会に委託し、65歳以上のひとり暮らしの高齢者の孤独感をいやすため、訪問、お楽しみ会等を東部、中部、西部各地区において年1回ずつ実施し、高齢者の交流活動を行います。

【今後の取り組み】

- ・ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消のため、地域に外出する機会や交流の場の提供にもなっていることから、今後も地域の中での様々な交流機会の確保や高齢者が孤独にならないための環境づくりを推進していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延参加者数	計画	人/年	700	700	700	700	700	700
	実績	人/年	648	598	650			

平成23年度は見込値

福祉緊急通報システム設置事業

【事業内容】

- ・疾病等により身体状況に不安があるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び重度身体障がい者のみの世帯等に対して、急病、災害等の緊急事態に対する不安を解消し併せて緊急事態発生時に迅速な連絡を可能とするため、ペンダント型無線発信器、火災感知器、生活行動探知機等の緊急通報システムを設置します。

【今後の取り組み】

- ・新規設置者に対し、施設入所や死亡、家族との同居等による利用廃止となった件数が多いため、実績としては減少傾向にありますが、緊急時の迅速な連絡を可能とするための事業として、今後も高齢者が地域で安心して生活できるよう努めていきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置数	計画	件/年	180	180	180	180	180	180
	実績	件/年	126	117	120			

平成23年度は見込値

寝具乾燥サービス事業

【事業内容】

- ・65歳以上のひとり暮らし及び寝たきりの高齢者で寝具を乾燥させることが困難な市町村民税非課税者に対して、寝具の乾燥を行う（月1回、掛敷布団）ことにより、高齢者の衛生的な生活の向上を図ります。

【今後の取り組み】

- ・利用者は固定的で減少傾向にあります。今後ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者が衛生的な生活を送れるよう支援していきます。

福祉給食サービス事業

【事業内容】

- ・自分で食事の調理ができない又は困難な65歳以上の高齢者及び重度障がい者等に対し、昼食を提供しています。良好な食生活により健康状態を維持し、食事をとおして孤独感の解消や安否の確認を行います。

【今後の取り組み】

- ・介護保険制度やその他サービスとの調整を図りながら、対象者の状況にあったアセスメントを行い、利用を勧めていきます。また、経費削減及び利用者の負担軽減を図るため、給食にかかる契約方法等の見直しを検討していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	計画	人/年	250	250	250	200	200	200
	実績	人/年	186	203	160			
延配食数	計画	件/年	25,000	25,000	25,000	18,000	18,000	18,000
	実績	件/年	15,318	15,120	16,000			

平成23年度は見込値

在宅介護支援センター運営事業

【事業内容】

- ・在宅介護が円滑に行われるよう総合相談を行うとともに、処遇困難ケースや高齢者虐待ケースの見守り等も、24時間体制で行っています。

【今後の取り組み】

- ・地域包括支援センターとの連携を図りながら、現在の体制を維持しつつ事業内容を検討していきます。

1 - 2 住みよい環境づくりの推進

(1) 住み続けることのできる住環境の整備

住宅改修相談事業

【事業内容】

- ・介護予防やリハビリの視点及び介護保険サービスの適正な利用の視点から、住宅改修の適切な利用についてアドバイスを行い、高齢者の家庭の居室等の改良を図ります。

【今後の取り組み】

- ・社会福祉協議会で随時相談を受け付け、必要に応じて建築士及び理学療法士が対象者宅を訪問し、助言等を行っていきます。

福祉有償運送

【事業内容】

- ・高齢者や障がい者等公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象に、NPO法人等が通院、通所、レジャー等を目的に有償で運送を行います。

【今後の取り組み】

- ・近隣市町と共同で設置し主宰する横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会や神奈川県との連携を通じて、福祉有償運送の適正な運営の確保と利用者の安全、利便の確保に努めていきます。

ハンディキャブ運行事業

【事業内容】

- ・ハンディキャブ（車椅子の乗り降りのため、リフトを装備した車）により、身体障がい児者及び寝たきり高齢者等を対象に、公共機関への手続きや医療提供施設への入退院、通院等の際の送迎サービスを行います。

【今後の取り組み】

- ・社会福祉協議会へ業務委託を行い、重度障がい者や寝たきり高齢者等の移送手段を確保していきます。

福祉用具・住宅改修支援事業

【事業内容】

- ・住宅改修費理由書を作成した居宅介護支援事業者等に、手数料の助成を行います。

【今後の取り組み】

- ・高齢者が住み慣れた居宅で生活を続けていくことへの支援として、今後も継続して実施していきます。

1 - 3 認知症支援と権利擁護の推進

(1) 権利擁護

高齢者虐待対策事業

【事業内容】

- ・虐待を受けている、またはそのおそれがあると思われる65歳以上の高齢者に対し、相談、指導及び支援を行います。必要に応じ、一時保護を行うほか、通報、届出窓口等の周知、啓発、成年後見制度の周知・啓発普及等も行います。

【今後の取り組み】

- ・緊急性を要する場合の一時保護を行うため、ケース検討会議を随時行っています。虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、介護者の介護疲れの緩和も含め虐待を未然に防ぐため、関係機関とのネットワーク構築を図っていきます。

逗子あんしんセンター運営事業

【事業内容】

- ・認知症高齢者及び日常生活に支援や介護を必要とする高齢者、障がい者に対し、財産の保全・管理に関するサービス及び専門相談員による権利擁護等の相談を実施します。

【今後の取り組み】

- ・日常的な金銭管理や成年後見制度に関する相談など、あんしんセンターの利用度は年々高まっています。地域包括支援センター等と連携し、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送れるよう、様々な形での支援を可能とするため、あんしんセンターの円滑な事業運営について協力・支援していきます。

成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

- ・成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、自分では十分に判断することができない人が、財産の取引等の各種手続や契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ばないよう法律面等において支援し、財産を守るためのものです。その利用を図るため、成年後見相談を毎月2回実施しています。
- ・成年後見制度を利用するに当たり、必要となる費用を負担することが困難な方に対しては、費用の助成を行っています。また、身寄りがないなどの理由により、支援が必要であると認められる場合には、市長が法定後見制度の申立てを行います。

【今後の取り組み】

- ・核家族化等に伴う家族関係が希薄な中、市が関わる認知症や身寄りのない高齢者のための市長申立件数は、増加することが予測されるため、制度の周知や潜在者を把握する効率的な事業運営に努めていきます。
- ・また、成年後見の担い手として、市民の役割が強まると考えられることから、市民後見人の育成や活用について検討していきます。

(2) 認知症高齢者対策

徘徊高齢者探索事業

【事業内容】

- ・認知症等により徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する家族に対し、PHS発信器を貸与します。高齢者が外出して居場所がわからなくなった場合、高齢者本人が身につけている発信器から現在地を検索し、位置情報を家族に提供することにより、高齢者の安全を確保します。

【今後の取り組み】

- ・新規の申し込み者より利用廃止となる者（認知症が進行し在宅での生活が困難となる）の方が多い傾向にあります。PHS発信器を持つことによって徘徊している位置情報を得られることは効果的であり、認知症高齢者にいかにPHS発信器を持たせるかを検討していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用者数	計画	人/年	25	25	25	25	25	25
	実績	人/年	9	4	4			

平成23年度は見込値

徘徊高齢者SOSネットワーク

【事業内容】

- ・警察や市町村の担当所管が、交通機関等の協力を得て連絡を取り、徘徊高齢者を発見、保護するための情報ネットワークを構築し、高齢者が徘徊のため居場所がわからなくなったとき、家族の希望により、運用し、早期の発見につなげます。

【今後の取り組み】

- ・事前に本人の身体状況や顔写真等を登録することにより、早期の発見につながりますが、徘徊が問題となった後の登録者も多いため、事前の登録に繋がるよう、周知方法等について検討していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数	計画	人/年	80	90	100	100	100	100
	実績	人/年	70	67	69			

平成23年度は見込値

認知症の正しい理解の普及・啓発

【事業内容】

- ・ 認知症の正しい理解、医療や介護、周囲の支援に関すること等、認知症の早期発見や対処のための講座等を開催します。

【今後の取り組み】

- ・ 認知症を早期に発見し、適切な医療と介護サービスを提供できるよう、相談体制及び認知症支援の充実を図っていきます。

認知症サポーター養成講座

【事業内容】

- ・ 認知症に対する偏見や誤解をなくし、認知症になっても尊厳を持って地域で暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成講座を開催します。

【今後の取り組み】

- ・ 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターを養成します。また、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを育成し、認知症支援の充実を図っていきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	計画	回/年				6	6	6
	実績	回/年	12	7	3			
延参加者数	計画	人/年				120	120	120
	実績	人/年	303	152	60			

平成23年度は見込値

2 高齢者の健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力

2 - 1 地域福祉の推進

(1) 福祉活動の推進

社会福祉協議会との連携・協働

【事業内容】

- ・「公」と「私」のつなぎ役、柔軟、迅速、きめ細やかに個別相談援助・地域課題に対応する「共助」の担い手としての逗子市社会福祉協議会と連携し、地域福祉向上の取り組みを進めます。

【今後の取り組み】

- ・事業補助や事業委託、事業の共同主催、各種計画の策定・進行管理への参加など、社会福祉協議会との連携を進めています。
- ・高齢者福祉では、介護保険非該当者に対する各種在宅サービスの実施、逗子あんしんセンターの運営、ボランティアセンターの運営などの事業を担うパートナーとして、連携を図っていきます。
- ・多様化・増大する地域課題・福祉ニーズに対応するため、連携体制のさらなる強化が求められています。
- ・今後とも、社会福祉協議会が社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定される地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、その持ち味をより有効に発揮できるよう、連携します。

(2) 自主活動・社会貢献活動の充実

老人クラブ（高齢者クラブ）活動支援

【事業内容】

- ・高齢者の生きがい対策・健康づくりの推進と社会参加支援の一環として、また、高齢者の豊かな経験と知識技能を地域へ還元することで、地域福祉の向上と活力ある長寿社会の充実を図るため、老人クラブ活動を支援します。

【今後の取り組み】

- ・昭和58年度の高齢者センター開設と同時に施設の1室を事務所として貸与するとともに、ズシッブ連合会（老人クラブ連合会）及び単位老人クラブの活動に対する助成を継続しています。また、世代間交流を実践する高齢者センターふれあい祭り等の事業運営を委託して活動支援を行っていますが、高齢者の増加にもかかわらず会員数は減少傾向にあります。
- ・今後とも、老人クラブ活動を支援し、地域ごとの動向を考慮に入れつつ、活動の一層の充実を目指します。

高齢者のボランティア活動・講師活動の促進

【事業内容】

- ・高齢者が、その経験、知識、技術、生涯学習・スポーツ活動などの成果を、社会貢献や社会参加に繋げていけるよう、地域におけるボランティア活動や講師活動などへの参加を促進します。

【今後の取り組み】

- ・ボランティア活動への参加者は、60歳以上の市民が多いのが現状です。また、高齢者センターの教養講座事業、ずし楽習塾などで高齢者が講師として活躍する機会も少なくありません。
- ・今後は、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市民活動団体などと連携し、高齢者がボランティア活動・講師活動等で参加・活躍する機会を拡充していきます。

2 - 2 健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力

(1) 生きがいづくり対策

高齢者センター（老人福祉センター）

【事業内容】

- ・高齢者等の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供します。入浴や食事を行うことができます。

【今後の取り組み】

- ・昭和58年に市の直営の老人福祉センター施設として開設以来、機能訓練特A型、食事、老人クラブ等自主活動支援など多角的に事業を展開し、市内の元気な高齢者の集いの場としてよく利用されています。
- ・施設の老朽化が進行していることから、計画的・効率的に改修工事を進めます。

福祉バス

【事業内容】

- ・高齢者の社会参加活動、生活圏の拡大、生活の質の向上を積極的に支援するためには、交通手段の確保が必要です。高齢者センター利用者の安全な送迎を目的に、無料乗降の福祉バスを運行しています。

【今後の取り組み】

- ・高齢者センター開館日に市役所と高齢者センター間を1日12往復運行するとともに、月・水・金曜日には沼間方面からの東ルートを、また、火・木・土曜日には久木・小坪方面からの西ルートをそれぞれ1日6便運行していきます。

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

【事業内容】

- ・高齢者自身の生活を豊かなものとするため、高齢者が互いにふれあい、学びあう機会をつくるため、各種の講座を高齢者センターにおいて開催しています。

【今後の取り組み】

- ・各種の講座への参加が、高齢者のいきいきとした生活に資するよう、高齢者のニーズを見極め、幅広い方の参加が得られるよう、事業の企画・運営に努めます。

敬老事業

【事業内容】

- ・敬愛の意を表して、80歳の方を対象に敬老会を開催するほか、現在は、100歳の方を対象に、祝金を支給しています。

【今後の取り組み】

- ・多年にわたり、社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表し、その長寿を祝うために、敬老会を開催するほか、敬老祝金を支給していきます。
- ・敬老の精神を踏まえつつ、社会情勢や市民の意識に即して本事業を継続していきます。

(2) 就労対策

就労支援

【事業内容】

- ・逗子市では、高齢者の就労機会の確保と社会参加を目的に、平成3年に市が市内の団体、企業に呼びかけ、第三セクター方式の「株式会社パブリックサービス」が設立されました。この会社は、60歳以上の高齢者を雇用し、主に逗子市の公共施設の管理や福祉バスの運行などの業務を行っています。

【今後の取り組み】

- ・株式会社パブリックサービスでは、平成23年3月末現在、役員を含め94名（うち女性5名）の社員が元気に働いていますが、就業の順番待ちをしている方が多いことや女性の雇用機会が少ないことなどから、事業の拡大が望まれています。
- ・今後は、職種・業種の拡大も含め、生きがい・健康づくり・介護予防のためにも一層積極的な事業展開が必要になります。株式会社パブリックサービスの筆頭株主として、さらなる事業の拡張と高齢者の就労機会の拡大を呼びかけるとともに、関係機関と連携を図りながら、高齢者雇用の促進を図っていきます。

(3) 生活の安全の確保

防火・防災対策

【事業内容】

- ・ 自宅や入所・入居施設で生活する援護が必要な高齢者を火災や災害から守る体制をつくります。
- ・ 災害時における要援護高齢者への応急対策については、「逗子市地域防災計画」において、具体的に定めています。また、一般市民を対象にした総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の育成支援を行っています。

【今後の取り組み】

- ・ 高齢者を含む世帯及び入所・入居施設においては、日ごろからの防火・防災に努めるとともに、公的機関と地域住民が連携し、災害に対する認識や情報の受信・発信の理解、自力避難などが困難な高齢者への対応体制を確保していく必要があります。
- ・ そのため、平成19年8月から逗子市災害時要援護者支援制度の運用を開始し、災害時に自分自身を守るための情報収集や自力避難が容易でないなど、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする方に事前に登録をいただき、地域の自主防災組織等の支援機関に事前に情報を提供することにより、災害時の安否確認、避難誘導、救出、救護活動等が容易になるよう備えることとしています。
- ・ 今後は、地域防災計画の見直しとともに、計画に基づいて防災備蓄機材の拡充を図ります。また、災害時に支援の必要な方に対する支援計画を策定するとともに制度の普及啓発を図っていきます。

消費者保護・防犯

【事業内容】

- ・ 消費者保護、防犯の視点から、高齢者の生活が守られるよう支援します。

【今後の取り組み】

- ・ 消費生活担当所管との連携のもと、消費者相談・消費者教育が実施されているほか、最近では、高齢者などを狙った悪質な商法や振り込め詐欺などによる被害を防止するため、地域の防犯活動の一環として、警察や県と連携した防犯講習会などが増えてきています。
- ・ これらの犯罪から高齢者を守るため、高齢者の消費者相談・消費者教育の一層の普及を図るとともに、積極的な情報提供を推進します。